

第 17 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	モニター一式	熊本市東区尾ノ 上一丁目18番 20号 有限会社おくば オーエスブレイ ン	電子決裁機能を 有する文書情報 システムの導入 に伴う電子決裁 用モニターとし て使用するため	61,721,550 円

(提案理由)

熊本県警察において使用する電子決裁用モニターとして、物品を購入する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。